

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」設置要綱

1 設置目的

千葉県における雇用の質の向上を図るとともに、これを地方創生や県内経済の好循環にもつなげるため、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、非正規雇用労働者の処遇改善及び職場における女性の活躍等の推進に向けて、国、県、労使団体及び金融機関等の関係者が連携して取り組むことを目的として「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」（以下「会議」という。）を設置する。

2 協議事項

会議での協議事項は次のとおりとする。

- (1) 長時間労働抑制、年次有給休暇取得促進、働く者のニーズに応じた多様な働き方の導入等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する事。
- (2) 正社員転換・待遇改善の推進をはじめ、若者、高齢者、障害者の雇用の促進に関する事。
- (3) 職場における女性の活躍推進に関する事。
- (4) その他労働分野における課題に関する事。

3 構成員

- (1) 構成員は、以下のとおりとする。

日本労働組合総連合会千葉県連合会	会 長
一般社団法人千葉県経営者協会	会 長
千葉県中小企業団体中央会	会 長
一般社団法人千葉県商工会議所連合会	会 長
千葉県商工会連合会	会 長
一般社団法人千葉県経済協議会	会 長
千葉県経済同友会	代表幹事
千葉県中小企業家同友会	会 長
千葉銀行	頭 取
千葉信用金庫	理事長
千葉県社会保険労務士会	会 長
千葉県税理士会	会 長
千葉産業保健総合支援センター	所 長
千葉働き方改革推進支援センター	センター長
千葉市	市 長
千葉県	知 事
千葉労働局	局 長

※ なお、構成員の過半数の了解の下、必要に応じて学識経験者等を参画させることができるものとする。

(2) 会議の座長は千葉労働局長をもって充てる。

4 会議の開催

(1) 会議は座長が招集する。

(2) 座長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(3) 座長が必要と認めるときは、協議事項に基づき、ワーキングチームを設置することができる。

5 事務局

会議の事務局は、千葉県及び千葉労働局が共同で担当する。

6 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は会議で定める。

なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第10条の3に基づく協議会を兼ねるものとする。

附則 この設置要綱は、平成28年9月7日から施行する。

この設置要綱は、平成30年10月9日から改訂する。

この設置要綱は、令和3年9月3日から改訂する。